

資料 2

要約版

静岡市子ども・子育て支援プラン（仮称）
（案）

この資料は、多くの市民の皆様にご覧になっていただくために、資料3「静岡市子ども・子育て支援プラン」（仮称）案を要約したものです。

また、専門的な用語については、説明文をつけて分かり易さに配慮いたしました。

平成 26 年 12 月

静岡市

計画の趣旨

子どもは、社会の希望であり、未来をつくるかけがえのない大切な存在です。子どもがのびのびと育っていくこと、子どもを安心して生み育てることができることは、社会全体の願いです。

しかしながら、子どもの数が減少する中、待機児童の問題、子育て家庭の孤立感・負担感、仕事と子育ての両立の困難、児童虐待や子どもの貧困の問題など、子どもと子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化し、課題が山積しています。

こうした中、平成 27 年度から幼児期の学校教育・保育（以下単に「教育・保育」といいます。）、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する「子ども・子育て支援新制度」が施行されます。

静岡市では、こういった環境の変化を踏まえ、新制度の施行を機にこれまで以上に子ども・子育て支援を進めるため、この計画を策定しました。

本市では、この計画に沿った施策を進め、安心して子育てができ、すべての子どもが健やかに成長することができるよう、社会全体で子どもと子育て家庭を支えていくまちの実現に取り組んでまいります。

計画の位置付け

静岡市ではこの計画を、子ども・子育て支援法に基づく事業計画、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画として、また、この計画の一部を、ひとり親家庭等自立促進計画、子どもの貧困対策推進計画として位置づけます。

計画期間

本計画の期間は、平成 27(2015)年度～平成 31(2019)年度の 5 か年です。

計画の対象

本計画は、市内のすべての子どもとその家族、地域・市民、事業主などを対象とします。

静岡市の子ども・子育てを取り巻く現状と課題

現 状

- ・本市の子どもの数は減少。理想の子どもの数に比べ実際の数は下回っています。

※14歳以下の子どもの数 [H2] : 133,197 人 ⇒ [H22] : 91,743 人
※理想の子どもの数 2.7 人程度に対し、実際は「2 人」の世帯が多い。

- ・合計特殊出生率は改善しているものの、全国平均より低くなっています。また、晩婚化も進行しています。

※合計特殊出生率¹ [H24] : 1.36 (全国 1.41)
※平均初婚年齢 男性 31.0 歳, 女性 29.4 歳 (全国 男性 30.8 歳, 女性 29.2 歳)

- ・子育て家庭からみた子育ての環境や支援の満足度は十分ではなく、孤立した家庭も存在しています。

※子育ての環境や支援の満足度について、「高い」もしくは「やや高い」と答えた人の割合 [H25 静岡市「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」]
就学前児童調査 23.7% 就学児童調査 17.9%

- ・子育ての悩み・不安としては、費用の負担感、仕事との両立や、子どもの教育、健康・発育・発達、友達関係などがあげられています。

¹ 合計特殊出生率：15歳から49歳までの女性の年齢別の出生率（一定人口に対するその年の出生数の割合）を合計したもので、一人の女性が平均して一生の間に何人の子どもを産むかを表しています。合計特殊出生率が2.08を下回ると、人口は減少に転ずるといわれています。

- ・待機児童の問題など子育て支援体制が不足しています。他方で幼児期の教育・保育などに多様なニーズがみられます。

※保育所待機児童数 [H26] : 156人

- ・働き方の見直しは進んでおらず、子育てと仕事の両立は依然として困難な状況にあります。

- ・支援サービスによっては周知が十分でなく、認知度が低い場合があります。

- ・子どもの自己肯定感や自己有用感が低下し、将来の夢・希望を持っていない児童が存在しています。

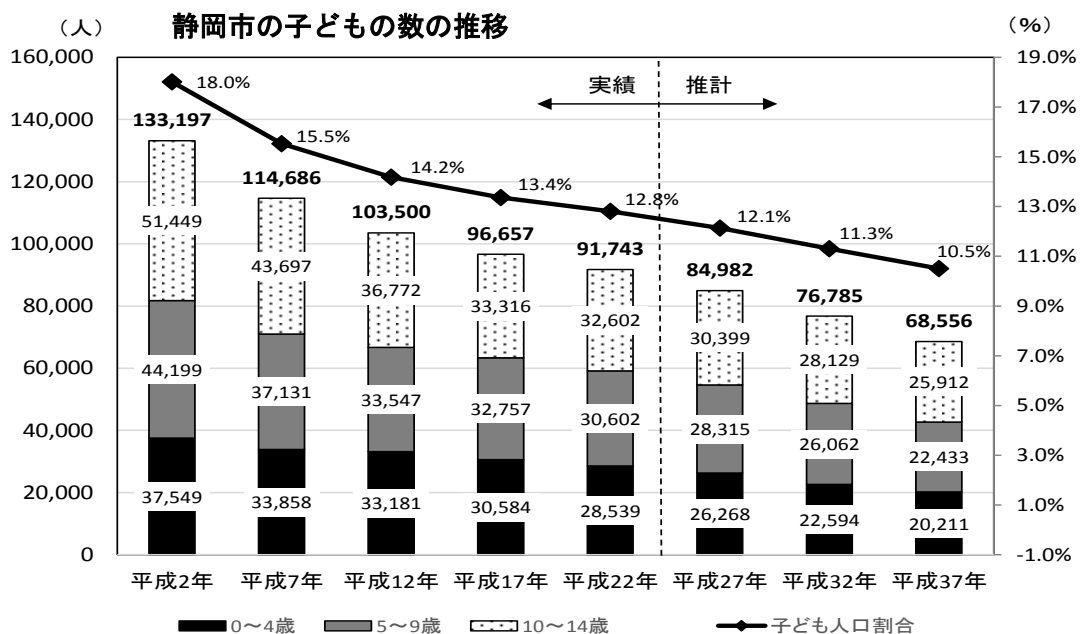
※本市の子どもの自己有用感(自分が誰かの役に立っていると思う子どもの割合)

[H25 静岡市子ども・若者実態調査より]

H25 小学生(5・6年生) 54.7% 中学生 56.4% 高校生 53.8%

H20 小学生(5・6年生) 68.5% 中学生 59.6% 高校生 41.2%

- ・障害児、ひとり親家庭、虐待や貧困の課題を抱える家庭などに係る特別な支援の必要性が高まっています。



課 題

- ・子育てに関する悩みや不安を払拭し、安心して子どもを育てられるよう、結婚・妊娠・出産・子育てにわたる多様な子育て支援の充実と周知が必要です。
- ・仕事と子育てが両立できるよう、待機児童の解消をはじめ子ども・子育て支援の充実や、ワーク・ライフ・バランス²の実現が必要です。
- ・子どもの「生きる力」を育むため、幼児期の教育・保育、児童の健全育成支援、学校・地域・家庭における教育環境の整備などが必要です。
- ・障害を持つ子ども、ひとり親家庭、虐待、貧困などの課題を抱える家庭など特別な支援が必要な子どもや家庭へのきめ細かな支援が必要です。
- ・子育て家庭が地域で孤立しないため、地域全体で子どもと子育て家庭を支える環境の整備が必要です。

² ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）：老若男女誰もが仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態をいいます。

計画の基本理念

「静岡市は子どもをたいせつにします」

子どもは社会の希望であり、未来をつくるかけがえのない大切な存在です。子どもが家庭や地域のぬくもり、豊かな自然環境の中でのびのびと育っていくこと、子どもを安心して生み育てることができること、子育てに喜びや生きがいを感じられるようになることは、社会全体の願いです。

静岡市民が一体となって、子どもとその保護者を支えていくことを通じて、誰もが安心して、楽しく子育てができ、すべての子どもが健やかに成長することができる静岡市となるよう、この計画の基本理念に「静岡市は子どもをたいせつにします」とかけ、子ども本位の視点に立ち、その実現に取り組んでいきます。

計画の目標

基本理念に基づき、計画の目標として3つの大きな基本目標と5つの施策目標を次のように定めます。

基本目標 1 すべての子どもの育ちを支援するまちづくり

【子ども支援】

子どもが遊びや質の高い充実した教育・保育を受ける中で、自立心や社会性を身につけ、また一人ひとりの個性が尊重され、自己肯定感をもって成長することができるまちを目指します。

施策目標 1 子どもの心身の健やかな育ちを支える環境づくり

施策目標 2 子どもの「生きる力」をはぐくむ教育環境づくり

基本目標 2 子育てに喜びや生きがいを感じることができる

まちづくり

【親支援】

保護者の子育てに対する負担、不安、孤立感をやわらげ、安心して出産や子育てをすることができ、子育てと仕事が両立できるまちを目指します。

施策目標 3 喜びと安心感をもって生み育てることができる環境づくり

施策目標 4 子育てと仕事の両立を支援する環境づくり

基本目標 3 地域全体で子どもと子育てを支援するまちづくり

【地域子ども・子育て支援】

すべての人々が、子どもや子育て支援への関心と理解を深め、地域において子どもの躍動する姿や笑顔があふれ、子どもや子育てを支え合うことができるまちを目指します。

施策目標 5 地域全体で子どもと子育て家庭を支える環境づくり

関係者の役割・責務

児童福祉法では、国・地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負うと明記されています。また、子ども・子育て支援法、次世代育成支援対策推進法では、保護者の子育てについての第一義的責任を前提とし、家庭、学校、地域、職域等の社会の全ての構成員が、子育てに対して各々の役割を果たし、相互に協力すべき旨が掲げられています。

本市においても、これらを踏まえ、それぞれの役割・責務を明確にすることにより、相互に連携し、子ども・子育て支援を推進していきます。

施策の体系

基本目標・施策目標を実現するために、次のように基本施策として施策の柱立てをします。

基本理念	基本目標	施策目標・基本施策
静岡市は子どもをたいせつにします	<p>1 すべての子どもの育ちを支援するまちづくり 【子ども支援】</p>	<p>【施策目標 1】 子どもの心身の健やかな育ちを支える環境づくり 【基本施策】 (1)子どもの健やかな心身をはぐくむための支援 (2)子どもの健全育成促進と自立への支援 (3)虐待を受けている児童など配慮を必要とする子どもとその家庭への支援 (4)発達の遅れや障がいのある子どもとその家庭への支援 (5)厳しい環境に置かれた子どもとその家庭への支援(静岡市子どもの貧困対策推進計画)</p>
	<p>2 子育てに喜びや生きがいを感じることができるまちづくり【親支援】</p>	<p>【施策目標 2】 子どもの「生きる力」をはぐくむ教育環境づくり 【基本施策】 (1)幼児期の質の高い教育・保育の充実 (2)学校における教育環境の充実 (3)地域や家庭における教育環境の充実</p> <p>【施策目標 3】 喜びと安心感をもって生み育てることができる環境づくり 【基本施策】 (1)結婚・妊娠・出産期から子育て期に至る切れ目のない支援や医療保健体制の充実 (2)子育て・親支援サービスの充実 (3)ひとり親家庭への支援(静岡市ひとり親家庭等自立促進計画)</p>
	<p>3 地域全体で子どもと子育てを支援するまちづくり 【地域子ども・子育て支援】</p>	<p>【施策目標 4】 子育てと仕事の両立を支援する環境づくり 【基本施策】 (1)多様な保育ニーズに対応するための支援 (2)ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組の推進 (3)男性の子育てへの参加推進</p> <p>【施策目標 5】 地域全体で子どもと子育て家庭を支える環境づくり 【基本施策】 (1)地域における子育て支援活動の促進 (2)地域における子どもの健全育成活動の促進 (3)子どもと子育て家庭の安全・安心な生活環境の確保</p>

施策の展開

計画の目標を実現するため、保護者や地域、事業主と一体となって、次のように施策を展開し、子ども・子育て支援を推進します。

(注) (事業例) は、施策展開をイメージしやすいように、今後、重点事業に位置づけることが想定される既定の事業を列挙したものです。実際に計画に掲げる個別事業については、第3次総合計画の策定や平成27年度予算の編成等を踏まえて精査していきます。

施策目標1 子どもの心身の健やかな育ちを支える環境づくり

本市は、一人ひとりの子どもが心身共に健やかに育つための環境づくりを推進します。

子ども本位の視点に立ち、親の就労状況等にかかわらず、全ての子どもに質の高い幼児期の教育・保育を提供できるよう、本プランの計画に沿って取組を進めます。

共働き家庭などの児童に限らず、全ての希望する児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができる場の確保に取り組みます。

また、虐待や貧困などの課題を抱える子育て家庭やその子どもについては、関係機関と連携を密にとりながら、個別の事情に対応した適切な支援に取り組んでいきます。

さらに、発達の遅れや障がいのある子どもとその家庭の負担を軽減するため、様々な支援の体制を整え、全ての子どもたちが夢と希望をもって成長していけるよう取組みを推進します。

【成果指標】

- ①全ての子どもが笑顔で暮らせるまちだと思える市民の割合
- ②自分が誰かの役に立っていると思う（自己有用感をもつ）子ども・若者の割合
- ③放課後児童クラブと放課後子ども教室との一体的実施の件数
- ④家庭的養護³の割合（里親⁴委託率等）
- ⑤児童養護施設等の児童の進学率
- ⑥(体制不備による)児童虐待重大事例の発生数

³ 家庭的養護：保護者のない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を、里親などの家庭的な環境で養育することをいいます。

⁴ 里親：経済的困窮、虐待、親の行方不明等、さまざまな事情により家庭での養育ができなくなった子どもを自分の家庭に迎え入れ、温かい愛情と正しい理解を持って養育する人のことをいいます。

◆施策目標 1 の基本施策

1 子どもの健やかな心身をはぐくむための支援（就学前児童への支援）

子ども本位の視点に立ち、親の就労状況等にかかわらず、全ての子どもに質の高い幼児期の教育・保育を提供できるよう、教育・保育の量の確保と質の向上に取り組みます。また、家庭におけるしつけ、教育、食育等の支援や地域での遊び場の確保など教育・保育の場だけでなく、家庭や地域における子どもの健全育成にも引き続き取り組みます。

（事業例） 認定こども園⁵・幼稚園・保育所等における教育・保育

2 子どもの健全育成促進と自立への支援（就学児童への支援）

地域において、子どもの成長に応じた豊かな体験・活動の場や学習の機会を提供すべく、児童館等での活動を推進するとともに、国の「放課後子ども総合プラン⁶」に沿って、教育委員会と市長部局が連携して放課後子ども対策（放課後児童クラブ⁷と放課後子ども教室⁸との一体的実施⁹など）に取り組みます。

さらに、地域の協力を得て、スポーツ、自然体験、国際交流など様々な体験や交流の提供等に取り組んでいきます。

（事業例） 放課後子ども対策、児童館等での体験・交流事業、
こどもクリエイティブタウンま・あ・る¹⁰

⁵ 認定こども園：幼稚園と保育所の両方の機能や特長を併せ持ち、地域の子育て支援も行う施設をいいます。保護者が働いている・いないにかかわらず、すべての子どもが利用することができます。

⁶ 放課後子ども総合プラン：共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備等を進めるため、平成26年7月に文部科学省・厚生労働省が策定した計画です。

⁷ 放課後児童クラブ：保護者が昼間仕事などで家庭にいない小学生を対象に、遊びや生活の場を提供し、健全育成を図る事業。学童保育とも呼ばれています。

⁸ 放課後子ども教室：小学校の余裕教室等を活用し、地域の多様な人材の参画を得て、放課後の安心・安全な居場所やスポーツ・文化活動などの多様な体験活動の場を、児童に提供する事業。放課後児童クラブと異なり、保護者の就労の有無に関わらず、すべての小学生が利用できます。静岡市では、現在、放課後児童クラブが設置されていない小学校の一部で開設しています。

⁹ 放課後児童クラブと放課後子ども教室との一体的実施：同一の小学校敷地内で両事業を実施し、放課後子ども教室開催時に放課後児童クラブの児童も共通のプログラムに参加できるものをいいます。

¹⁰ こどもクリエイティブタウンま・あ・る：JR清水駅前の複合ビル「えじりあ」の3・4階にある、こどもたちを対象に仕事体験やものづくり体験を通じて、自主性や創造性を育み、未来の地域産業を担う人材を育てる施設です。

3 虐待を受けている児童など配慮を必要とする子どもとその家庭への支援

全ての静岡市の子どもたちが、その家庭環境にかかわらず、将来に夢と希望をもって心身ともに健やかに成長できるよう、支援が必要な子どもを早期に発見し、適切な支援を行える児童相談・支援体制を充実するとともに、社会的養護¹¹を必要とする子どもによりよい生活環境を提供できる里親制度の推進などの家庭的な養育の場づくりや、将来に向けた教育支援、自立支援に取り組んでいきます。

(事業例) 児童相談体制(児童相談所¹²、家庭児童相談室¹³等)の充実、要保護児童対策地域協議会¹⁴、里親支援、児童養護施設等による自立支援

4 発達の遅れや障がいのある子どもとその家庭への支援

障がいのある子どもやその家族の負担の軽減や自立支援に向けて、制度の周知に努めるとともに、医療費助成や手当の支給、各種サービス利用費等の助成による経済的負担の軽減とレスパイト事業¹⁵等の利用による介護負担の軽減を実施します。

また、各種サービスの適時・適切な提供と充実のための基盤整備を推進するとともに、関係機関と一層の連携を図りながら、支援の推進に取り組んでいきます。

(事業例) 児童発達支援センター¹⁶、児童発達支援事業¹⁷、放課後等デイサービス¹⁸、自立支援給付事業¹⁹

¹¹ 社会的養護：保護者のない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うことをいいます。

¹² 児童相談所：児童福祉法に基づいて、児童の福祉を守るために設置された専門機関です。児童虐待や子どもの発達の悩みなど児童に関する困難な相談に対し、必要な支援を行います。

¹³ 家庭児童相談室：3区役所に設置されており、家庭における子どもの養育やしつけ、家族関係や学校生活等に関する悩みや相談に応じています。

¹⁴ 要保護児童対策地域協議会：保護児童の適切な保護または要支援児童や特定妊婦への適切な支援を図るために関係機関、関係団体等が情報共有・交換を行い、支援の役割分担や方法の検討、進捗管理を行う協議会です。

¹⁵ レスパイト事業：障がいのある人の介護を行う家族が一時的に一定期間、介護を休み、日頃の心身の疲労から回復し、リフレッシュできるよう、代わりに介護等を行う事業です。

¹⁶ 児童発達支援センター：児童発達支援事業で行う支援に加え、保育所などを訪問し、障がい児や保育所の職員に対し、専門的な支援を行う「保育所等訪問支援」と児童発達支援事業などを利用するための障害児支援利用計画を作成する「障害児相談支援」を行います。

¹⁷ 児童発達支援事業：障がい児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの療育を行います。

¹⁸ 放課後等デイサービス：学校通学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所を提供します。

¹⁹ 自立支援給付事業：障害者総合支援法に基づき、障がい者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができることを目的に、障害福祉サービスの利用に係る給付費を支給します。

5 厳しい環境に置かれた子どもとその家庭への支援 (静岡市子どもの貧困対策推進計画)

学校や地域、福祉関係機関等が連携し、支援を必要とする子ども・家庭を確実に捉えるとともに、国の大綱を踏まえ、「教育の支援」、「生活の支援」、「保護者の就労の支援」、「経済的支援」の4つの体系に沿って支援を進めていきます。

教育の支援では、スクールソーシャルワーカー²⁰の活用など学校をプラットフォームとした総合的な子どもの貧困対策²¹を展開するとともに、落ち着いて学習できる環境を確保する学習支援など、子どもの家庭環境に応じた多様な教育支援に取り組めます。

生活の支援では、適切な養育環境にない子どもが安心して過ごせる居場所の確保に取り組むとともに、社会的養護の必要な子どもがより家庭的な環境で養育される里親による養育を推進するほか、児童養護施設における自立支援を推進します。

保護者の就労の支援では、ひとり親の安定した正規雇用への転職や、資格取得に対する支援に取り組むほか、経済的支援では、子育て支援に係る負担の軽減を図るための取組を進めていきます。

(事業例) 上記を踏まえ、具体的な事業を検討中

²⁰ スクールソーシャルワーカー：学校において教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、子どもたちが置かれた環境に働きかけたり、関係機関とのネットワークを活用したりして、いじめ、不登校、暴力行為などの子どもたちが抱える問題解決に向けた支援を行う専門家をいいます。

²¹ 学校をプラットホームとした総合的な子どもの貧困対策：全ての子どもが通う学校を、学校教育による学力保障の場はもとより、行政や地域による福祉的支援などにつなげる窓口と捉え、貧困の連鎖を断ち切るための支援を総合的に行うものです。国の「子どもの貧困対策に関する大綱」に掲げられています。

施策目標2 子どもの「生きる力」をはぐくむ教育環境づくり

本市では、常に夢と希望を持ち、自らの未来を切り拓く、次代を担う『たくましく、しなやかな子どもたち』を育成するため、「第2期静岡市教育振興基本計画²²」に沿って、子どもの「生きる力」をはぐくむ教育環境づくりに取り組みます。

この計画では、特に、幼児期の教育・保育について、本プランの事業計画に沿って、その量の確保と質の向上に取り組みます。

また、学校、地域・家庭における教育環境の充実について、子育て家庭への支援の観点や、放課後の子どもの健全育成の観点から、施策の充実に取り組みます。

【成果指標】

- ①将来の夢や目標を持っていると答える児童・生徒の割合
- ②学校に行くのが楽しいと思う児童・生徒の割合
- ③小学校教育への円滑な接続が図られていると思う学校の割合

◆施策目標2の基本施策

1 幼児期の質の高い教育・保育の充実

子ども本位の視点に立ち、親の就労状況等にかかわらず、全ての子どもに質の高い幼児期の教育・保育を提供できるよう、教育委員会と市長部局とが連携し、教育・保育の量の確保と質の向上に取り組みます。

(事業例) 認定こども園・幼稚園・保育所等における教育・保育

2 学校における教育環境の充実

知・徳・体のバランスがとれ、社会の変化にも対応できる力を持った子どもたちを育てるため、「第2期静岡市教育振興基本計画」に沿って、学校における教育環境の充実に取り組みます。

特に本計画では、子育て家庭への支援の観点からの施策の充実に取り組みます。

(事業例) スクールソーシャルワーカー活用事業

²² 第2期静岡市教育振興基本計画：教育基本法の理念を踏まえ、本市の教育全般についてのビジョンを示すとともに、教育施策を総合的、体系的に位置付け、これを実行することで本市教育の更なる振興を図ろうとする計画です。第1期（平成22年度～平成26年度）の計画期間終了に伴い、平成27年度～平成34年度の第2期計画を平成26年度中に策定します。

3 地域や家庭における教育環境の充実

「第2期静岡市教育振興基本計画」に沿って、学校と家庭・地域との連携をより一層推進し、教育環境の充実に努めます。

特に本計画では、放課後の子どもの健全育成の観点から、国の「放課後子ども総合プラン」を踏まえ、全ての希望する児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験を行うことができる場の確保に取り組みます。また、貧困の連鎖を断つ観点からも教育環境の確保に取り組みます。

(事業例) 学校応援団推進事業²³、放課後子ども対策

²³ 学校応援団推進事業:子どもたちの健やかな育成と家庭・地域の教育力の向上を図るため、学校にコーディネーターを配置し、ボランティアによる地域社会の協力のもと、登下校の見守りや授業の補助といった活動により学校を応援する体制を整える事業をいいます。

施策目標3 喜びと安心感をもって生み育てることができる環境づくり

本市では、喜びと安心感をもって子どもを生み、育てられるよう、結婚・妊娠・出産・子育てに渡り、子どもと子育て家庭にやさしい環境づくりを推進します。

結婚支援をはじめ、妊娠・出産期から子育て期にわたる医療面・経済面の支援、切れ目のない相談支援や情報提供などに取り組みます。

また、子育て支援センターでの支援や子ども未来サポーター²⁴・保育コーディネーター²⁵による相談支援など子育て支援の充実を図ります。

さらに、孤立し生活困難に陥りやすいひとり親家庭とその子どもの支援を推進します。これら、各種の支援が必要とする家庭に届くよう一層の周知に努めます。

【成果指標】

- ①就学前児童数
- ②合計特殊出生率
- ③子育て環境や支援への満足度
- ④子育て支援センターの利用者数・満足度
- ⑤ひとり親家庭の親の非正規就業率
- ⑥ひとり親家庭の子どもの進学率

◆施策目標3の基本施策

1 結婚・妊娠・出産期から子育て期に至る切れ目のない支援や医療保健体制の充実

子どもを望む女性やその家族が、安心して妊娠・出産・子育てができるよう、切れ目のない継続した支援を行うため、医療面・経済面の支援、母子保健活動を通じた相談支援、訪問支援等に引き続き取り組みます。

また、若者に対する結婚支援の取組により、地域ぐるみで結婚を応援する機運の醸成を図ります。

(事業例) しずおかエンジェルプロジェクト推進事業²⁶、不妊治療費助成事業、母子保健の諸事業、子ども医療費の助成

²⁴ 子ども未来サポーター：地域の子育て支援センターにおいて、認定こども園、保育所等をはじめとする子育て支援の利用全般についての相談、情報提供などを行い、利用者を支援する事業をいいます。

²⁵ 保育コーディネーター：各区役所の窓口において、認定こども園、保育所等の利用申請等に関する相談、情報提供、待機児童のアフターフォロー等を行い、利用者を支援する事業をいいます。

²⁶ しずおかエンジェルプロジェクト推進事業：出会いのイベントや「婚活」に関する講座の開催、官民連携による結婚を支援する事業をいいます。

2 子育て・親支援サービスの充実

子育て支援センターや子ども未来サポーターなどの地域子ども・子育て支援事業については、ニーズに対応した量の確保に取り組むほか、子育てトーク事業²⁷などの子育て支援に引き続き取り組みます。

また、児童手当の支給や子育て支援に係る利用者負担の軽減などの経済的支援も引き続き着実に実施します。

さらに、支援を必要とする家庭に支援が届くよう、子ども・子育て支援に関する情報提供、相談支援の充実に取り組みます。

(事業例) 子育て支援センター、子育て応援総合HP「ちゃむ」の運営
子ども未来サポーター、保育コーディネーター、
親支援プログラム等の実施

3 ひとり親家庭への支援（静岡市ひとり親家庭等自立促進計画）

ひとり親家庭の子どもの教育・学習支援の充実に取り組みます。また、ひとり親家庭が安定した生活を維持できるよう、ひとり親の正規雇用への転職支援や資格取得支援などの就業支援の充実に取り組みます。

さらに、就業と子育ての両立を支援するとともに、また、就業が困難なひとり親の自立を支援するため、家事や子どもの世話などの子育て・生活支援や、子育てに係る利用者負担の軽減などの経済的支援、養育費の確保の支援に引き続き取り組みます。

そして、こういった支援が、支援を必要とするひとり親家庭に届くよう、ひとり親家庭支援に関する情報提供、相談支援の充実に取り組みます。

(事業例) 母子家庭等自立支援給付金事業²⁸、ひとり親家庭の親の就業支援

²⁷ 子育てトーク事業：市内各地区の社会福祉協議会、主任児童委員等が中心となり、主に未就園児及びその母親を対象に、親子の交流の場の提供、情報交換、子育て相談、催し物等を行う事業をいいます。

²⁸ 母子家庭等自立支援給付金事業：母子家庭の母又は父子家庭の父の経済的自立を支援するため、就業に結びつきやすい資格を取得するための受講費用や、2年以上の養成機関で修業する場合、修業期間中の生活の負担を軽減するために、給付金を支給します。

施策目標 4 子育てと仕事の両立を支援する環境づくり

本市では、子育てと仕事を両立できる環境づくりを推進します。待機児童の解消のほか、幼児期の教育・保育や放課後児童クラブ、病児保育などの保護者の多様なニーズに応じた保育サービスの充実を図ります。

また、ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、引き続き啓発等を推進します。

【成果指標】

- ①保育所待機児童数（年度当初・年間）
- ②放課後児童クラブの待機児童数（年度当初・年間）
- ③仕事と子育ての両立から出産・育児が難しいと考える人の割合
- ④次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみんマーク²⁹）を受けた事業所数

◆施策目標 4 の基本施策

1 多様な保育ニーズに対応するための支援

認定こども園をはじめとする、幼児期の教育・保育や、病児・病後児保育、緊急サポートセンター事業³⁰、放課後児童クラブなどの地域子ども・子育て支援事業として位置づけられた保育サービスの量の確保と質の向上に取り組みます。

また、そのために必要な人材確保のための事業などにも引き続き取り組みます。

（事業例） 認定こども園・幼稚園・保育所等における教育・保育、
一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業³¹、
緊急サポートセンター事業、病児・病後児保育事業、
保育士確保対策事業

²⁹ くるみんマーク：従業員の仕事と子育ての両立を図るために定めた計画の目標を達成するなど、一定の要件を満たした場合に、申請に基づき「子育てサポート企業」として厚生労働大臣の認定を受けた企業が使用できるマークをいいます。

³⁰ 緊急サポートセンター事業：児童が発熱等の病気になった場合などに、事前に登録している「援助を受けたい人（おねがい会員）」が「援助をしたい人（まかせて会員）」に児童を預けることにより、子育てを助けあう事業をいいます。

³¹ ファミリー・サポート・センター事業：育児等の援助を必要とする人と援助を行う人がそれぞれ会員となり、市が委託するセンター事務局の仲介により、会員組織内での援助活動を時間単位で実施する事業です。（1時間当たり約600円～）保育所や児童クラブ等の施設の送迎や施設終了後の短時間の子どもの預かりなどで利用する方が多く、子どもの預かりは、援助を行う会員の自宅で実施します。

2 ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組の推進

ワーク・ライフ・バランスの意義、実践方法等について企業や市民の理解を深めるため、引き続き、周知啓発に取り組むとともに、更なる推進方策について検討します。

(事業例) ワーク・ライフ・バランス啓発事業

3 男性の子育てへの参加推進

男性の子育てへの関わりの一層の理解と参画を推進するため、父親同士の交流事業の実施や啓発活動に取り組むとともに、更なる推進方策について検討します。

(事業例) 子育てパパトーク事業³²

³² 子育てパパトーク事業：市内各地区の社会福祉協議会、主任児童委員等が中心となり、主に未就園児及びその父親を対象に、土曜や日曜に親子の交流の場の提供、情報交換、催し物等を行う事業をいいます。

施策目標5 地域全体で子どもと子育て家庭を支える環境づくり

本市では、地域の未来の担い手である子どもとその家庭を、地域全体で支える環境づくりを市民との協働により推進します。

子育て支援活動を行う団体の相互連携を推進するとともに、子育て団体や企業等と連携した地域における子育て支援の担い手の育成や子育て支援に関する情報提供、親子で参加・交流できる機会の提供などの取組を推進します。

また、子どもが乳児とその保護者や地域の高齢者等と、世代を超えて交流できる機会を提供するなど地域での様々な体験活動を行うことにより、地域ぐるみで子どもたちを健全に育成する環境をつくっていきます。

さらに、子どもと子育て家庭が安全・安心に暮らしていくことができるよう生活環境の確保に取り組みます。

【成果指標】

- ①地域に気軽に相談できる人・場所があると答える人の割合
- ②ファミリー・サポート・センター事業の会員数
- ③静岡市子育て支援団体連絡会³³に加入している子育て支援団体等の数

◆施策目標5の基本施策

1 地域における子育て支援活動の促進

地域における子育て支援活動を促進すべく、地域、企業、子育て団体、行政等の相互連携を強化するとともに、地域の子育て支援の担い手の育成や子育て支援に関する情報提供などの取組みを協働して実施していきます。また、地域で子育てを支えあう仕組みであるファミリー・サポート・センター事業の推進など、地域が主体となった支援体制の充実に取り組みます。

(事業例) 静岡市子育て支援団体連絡会の運営、子育てトーク事業、子育てサポーターの育成³⁴、ファミリー・サポート・センター事業

³³ 静岡市子育て支援団体連絡会：市内の個人、子育てサークル、NPO法人、民間企業等、子育て支援活動を行う団体等が会員となり、子育て支援団体の相互連携や情報交換を行っています。

³⁴ 子育てサポーターの育成：地域で子どもと子育て家庭を支えるため、市民応募者に対して子育てに関する知識や技術の講座を開催し、地域で活動する子育てボランティアを育成する事業です。

2 地域における子どもの健全育成活動の促進

子どもたちと高齢者、乳児等との世代を越えた交流の機会の提供や、地域において体験活動などの機会を提供する放課後子ども対策などの充実に取り組みます。

(事業例) 放課後子ども対策、世代間交流の推進

3 子どもと子育て家庭の安全・安心な生活環境の確保

子どもと子育て家庭が安心・安全に日常生活を営むことができるよう、子どもの安全・安心な居場所づくりとして放課後子ども対策の充実に取り組むとともに、地域と協力して子どもの安全対策や防犯活動を推進します。

また、子育て世帯の生活環境の向上のため、子育て世帯を対象として住宅支援に取り組みます。

(事業例) 放課後子ども対策

子ども・子育て支援新制度の取り組み

子ども・子育て支援新制度では、地理的条件や人口、交通事情などを勘案して区域を設定し、区域ごとの需要に見合った教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業の確保を進めます。

※下記の確保方策の数値は、現在、示されている子ども・子育て支援新制度の財源が平成27年度以降確保されることを前提として定めたものです。

1 幼児期の教育・保育の確保方策 (平成27～29年度の3か年にて実施)

確保方策の内容	計画期間中の整備量等	整備等による定員増
認可保育所の定員増	17か所	305人分
幼稚園の認定こども園移行	24か所	2,000人分
認定こども園等の新設	6か所	510人分
小規模保育事業等の新設	16か所	288人分

◎認定こども園の数は、幼稚園、保育所からの移行や新設により、平成31年度末までに、130か所程度（市立園56か所、私立園70～80か所程度）となることを見込んでいます。

2 地域子ども・子育て支援事業の確保方策等

事業名		26年度実績見込み (現在の受入目安)	31年度末の確保量
①利用者支援事業	保育コーディネーター	3か所	3か所
	子ども未来サポーター	3か所	23か所
②時間外保育事業（延長保育）		3,935人	4,000人
③放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)		3,575人	6,064人
		97室	175室
◇放課後子ども教室		13校	86校
◇放課後児童クラブと放課後子ども教室との一体的実施		—	69校

④子育て短期支援事業 (ショートステイ事業)		310人日 3か所 (3,650人日)	3か所 (3,650人日)
⑤乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)		5,350人	5,112人
⑥養育支援訪問事業その他要保護児童等支援に資する事業		24世帯 (40世帯)	39世帯
⑦地域子育て支援拠点事業		18か所	23か所
⑧一時預かり事業	幼稚園 利 用	194,000人日 (382,201人日)	354,465人日
	その他 利 用	55,758人日	70,790人日
⑨病児保育事業、子育て 援助活動支援事業(病 児・緊急対応強化事業)	施設型	2か所	3か所
	緊急サポ ート	190会員	242会員
⑩子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポ ^o ート・センター事業)		1,000会員	1,400会員
⑪妊婦健診		5,559人	5,212人
		66,021延べ健診	60,459延べ健診
⑫実費徴収に伴う補足給付事業		—	生活保護世帯 に対する学用 品、通園費、給 食費等の半額 の助成を検討。
⑬多様な主体の参入促進事業		—	新規参入事業 者に対し、相談 支援等の実施 を検討。

計画の推進体制等

(1) 推進体制

学識経験者や教育・保育関係者等の市民で構成される静岡市子ども・子育て会議（静岡市健康福祉審議会児童福祉専門分科会）や、庁内の組織である静岡市次世代育成支援対策推進会議により、計画の進管理や見直し、また、施策の効果的な推進を図っていきます。

(2) 計画の点検・評価

P D C Aサイクル（計画・実行・評価・改善）の考え方に沿って、（1）の推進体制により、毎年度、計画の実施状況について定期的に点検・評価を行い必要な改善を実施します。また、その結果については、市民に分かりやすい形で公表します。

静岡市子ども・子育て支援プラン 3つのポイント ～子ども本位の視点から～

- 1 認定こども園の普及をはじめとして、認定こども園、幼稚園、保育所などにおける幼児期の教育・保育を推進していきます。
- 2 放課後子ども教室と放課後児童クラブの一体的実施など、総合的な放課後子ども対策を推進していきます。
- 3 子どもの貧困対策など、困難な状況に置かれた子どもへの支援を推進していきます。